

辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この取扱要綱は、辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(構成員の制限)

第2条 共同企業体の構成員は、「辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領2（2）参加資格要件」に該当する者であること。

(協定書の作成)

第3条 共同企業体を結成して本業務に参加しようとするときは、構成員間で合意書を作成しなければならない。

(共同企業体の運営形態)

第4条 本業務を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

(契約の締結)

第5条 本業務の契約の締結は、共同企業体の構成員がこれを行うものとする。

(存続期間)

第6条 本業務の契約を締結した共同企業体の存続期間は、本業務の履行完了までとする。

2 本業務の契約を締結した者以外の共同企業体の存続期間は、当該業務に係る契約が締結された日までとする。

(連帯責任)

第7条 各構成員は本業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第8条 共同企業体が履行した事業の契約不適合責任は、各構成員が連帯して負うものとし、共同企業体が解散した後に発見された契約不適合についても同様とする。

(構成員の脱退及び除名)

第9条 共同企業体の構成員は、破産又は解散をした場合を除き、第6条第1項又は第2項に定める存続期間中は、市長及び他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。

2 共同企業体は、構成員に重大な義務の不履行その他の除名しうる相当な理由が生じたため、構成員を除名しようとする場合には、市長の承認を得なければならない。

(残存業務に対する処置)

第10条 本業務の契約締結後、共同企業体の構成員に脱退する者又は除名された者があるときは、残存構成員が役割を引き継ぎ、当該業務を行うものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行が困難なときは、市長及び残存構成員全員の承認により新たな事業者を加入させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月5日から施行し、その目的を達成したとき効力を失う。